



豊かな明日を支える

創造的

ハイブリッド・ケミストリー

住友化学における競争法 コンプライアンス体制

住友化学株式会社
法務部長 上田紘一

住友化学について



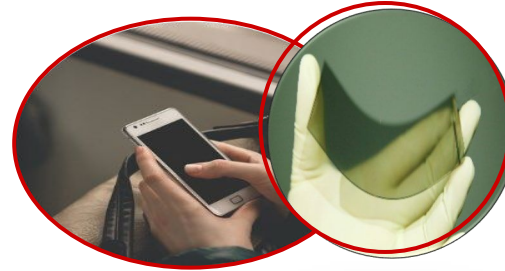
アグロ&ライフソリューション

- ・農薬
- ・化学肥料
- ・飼料添加物 など



アドバンストメディカル ソリューション

- ・住友ファーマ
- ・日本メジフィジックス



ICT&モビリティソリューション

- ・光学製品
- ・半導体プロセス材料
- ・電池部材
など

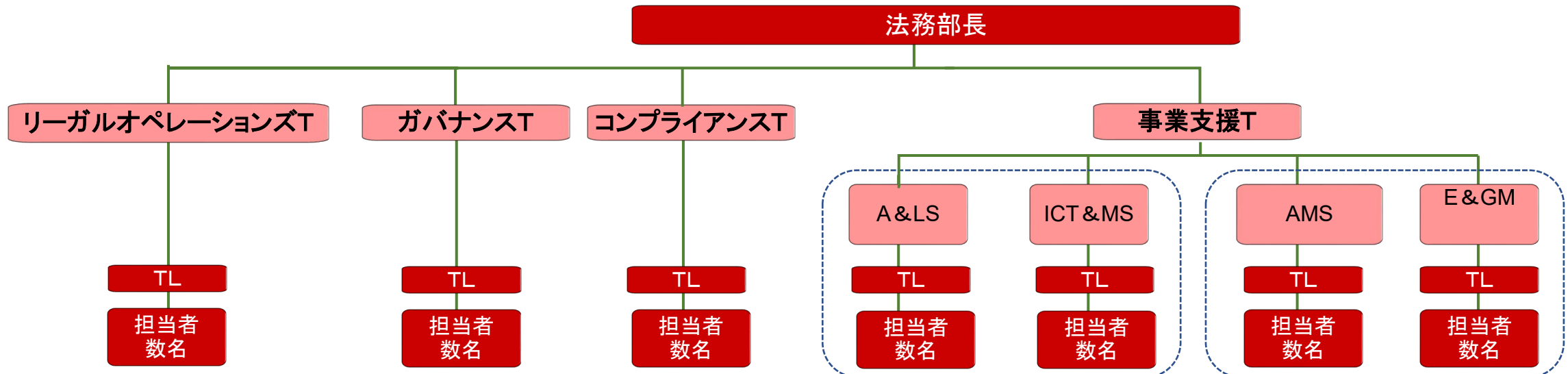


エッセンシャル&グリーンマテリアルズ

- ・カプロラクタム
- ・ポリエチレン
- ・ポリプロピレン
- ・メタクリル樹脂 など

住友化学法務部について

- 拠点: 東京本社、大阪本社
- 部員: 合計21名（男性11名、女性9名）
 - 日本弁護士資格者：4名
 - 米国弁護士資格者：2名
 - 法律事務所からの受け入れ：2名
- 担当: 担当ライン毎にチームリーダー（TL）を中心とした数名で構成（国内海外の区別やプロジェクト・紛争の区別なし）
- 海外: 北米、欧州、中国、東南アジア、南米の各地域に法務拠点



住友化学の競争法コンプライアンス

独占禁止法遵守・贈収賄防止委員会

競争法コンプライアンスに関するグループ方針、基本的活動計画策定、遵守状況確認、関連社則やマニュアルの改廃

価格審議委員会

法務部

上記委員会の事務局/競争法コンプライアンスの所管部署

社則としての独占禁止法遵守マニュアル

定期的また必要都度の教育研修実施

価格改訂時の価格審議委員会開催

面談伺制度の徹底
(定期的監査)

競争事業者接触時のルール徹底

日々の法律・契約相談時のチェック

業界団体の入会伺の法務合議徹底

独禁法遵守宣言の徹底

グループ法務担当者連絡会等を通じた競争法コンプライアンス施策のグループへの展開

諸施策の展開

競争法コンプライアンスの徹底

各取組みについて

1. 独禁法遵守・贈収賄防止委員会

競争法コンプライアンスに関する全社的な意思決定機関
委員会を通じた経営幹部の確実な競争法コンプライアンスへのコミットメント

- ✓ **構成員**：社長（委員長）、法務統括役員（副委員長）、事業部門長（委員）
⇒ 社長や事業部門長が委員会を通じて競争法コンプライアンス状況を理解し、競争法コンプライアンス推進にコミットする。
 - ✓ **開催頻度**：約1回/年程度、2時間/回（昨年度までに21回実施）
 - ✓ **目的**
 - ・ 事業を展開する国の競争法（含下請法）執行状況や規制のアップデート
 - ・ 当社における競争法（含下請法）の遵守状況の確認
 - ・ 価格審議委員会の開催状況
 - ・ 競争事業者との面談伺調査の状況
 - ・ ファイリングの状況
 - ・ 法令調査への対応状況
 - ・ 教育研修の状況 等
 - ・ 今後の競争法コンプライアンス計画の承認
 - ・ 教育研修計画
 - ・ マニュアル含めたルールの改訂 等
- ⇒ 委員会承認を経て、競争法の社内所管部署である法務部が諸施策を社内展開

各取組みについて

2. 価格審議委員会について

価格カルテルを防止するために製品の一律価格改訂を実施するに先立ち、価格改訂の経緯や根拠、競争事業者との接触状況を審査するために委員会を組成。

- ✓ **構成員**：法務担当役員（委員長）、経営企画担当役員（副委員長）、事業部門長（委員）
- ✓ **開催頻度**：売上1億円/年を超える製品について一律価格改訂の都度
- ✓ **目的**
 - ・ 価格カルテルを防止するため、独禁法遵守・贈収賄防止委員会の下部組織として設置。
 - ・ 価格改訂についてカルテルの疑義が生じないか審議する。

⇒ 多い年で20回/年程度、価格フォーミュラの改訂も対象、価格転嫁対応を受けて今後益々増加する見込み

各取組みについて

3. 社則としての独禁法遵守マニュアルの策定、グループに展開

社則という位置づけで独禁法遵守マニュアルを策定、周知の上、国内外グループ会社に展開

- ✓ グローバルな競争法ルールや当社におけるルールについて、事例やDo & Don'tを含めてマニュアル化（法務部員がプロジェクトチームを作って作成）
- ✓ 社則して社内周知（全役職員に配布し研修実施）
- ✓ 国内外グループ会社に展開
⇒ 直近の規制動向踏まえ、来年度改訂の検討

各取組みについて

4. 業界団体入会時の法務承認徹底

事業部門の業界団体への参加の原則禁止。例外的に入会が必要な場合、入会時に法務部承認を徹底（目的、参加メンバー、会合内容、頻度等から独禁法上のリスクについて審査）

- ✓ 必要性に乏しい場合や他の代替手段がある場合、入会を承認しないこともあり
- ✓ また、営業部員の出席は原則禁止

各取組みについて

5. 競争事業者と接触時のルールの徹底

事業部門の役職員の競争事業者との接触の原則禁止、やむを得ず接触する場合は、システム上の事前承認/事後報告（面談伺）を徹底するとともに、接触時に独禁法遵守宣言を徹底する。

- ✓ **目的**：リスクの高い競争事業者との接触を原則禁止するとともに、巻き込まれカルテルを防止するために独禁法遵守宣言を徹底する。
⇒市場集中度の高い製品での接触や価格改訂の前後のタイミングでの接触等のリスクが極めて高い接触については、都度、法務部への相談を徹底、法務部員の同席、メールへのCC等のリスク低減策を実施

各取組みについて

6. 面談伺制度について

事業部門に属する役職員が競争事業者に接触する場合、事前に面談伺を起案してライン部長職以上の上長の許可と事後の報告について記録を義務化し、競争法上疑義の生じうる接触を抑止する。

- ✓ **目的**：カルテルや談合の防止
- ✓ **監査**：面談伺の遵守状況（面談内容含）について1回/年程度、法務部が調査を実施するとともに、内部監査部においても遵守状況を監査する。
 - ⇒法務部にて全事業部分、年間数千件全件調査を実施、競争事業者と展示会で話をした、急に電話が来た等意図せずに接触した場合は事後の報告を徹底

各取組みについて

7. 教育・研修について

事業部門への転入時の研修として競争法を必須科目化、その他コンプライアンス研修のテーマとして競争法選定、部門研修会、部署での研修、研究者を対象とした研修等毎年様々な切り口で研修

- ✓ 競争法コンプライアンスの最重要なポイントは役職員の遵守意識の向上・維持
- ✓ 毎年、様々な機会（事業部門内の会合等）を通じて競争法に関する教育・研修を実施（法務部で企画することも事業部に頼まれ実施することも）

各取組みについて

8. グループ会社支援について

グループ法務・コンプライアンス連絡会（国内）、グローバル法務・コンプライアンス会議等で競争法のトレンドや競争法コンプライアンス施策について共有、ニーズに応じたグループ会社を対象とした研修も実施

- ✓ 海外法務拠点を通じた情報共有、グループ各社の遵守状況等について確認
- ✓ 国内グループ各社で本社向けに作成したE-ラーニング教材を使用した競争法研修の実施

住友化学の競争法コンプライアンス（まとめ）

独占禁止法遵守・贈収賄防止委員会

競争法コンプライアンスに関するグループ方針、基本的活動計画策定、遵守状況確認、関連社則やマニュアルの改廃

価格審議委員会

法務部

上記委員会の事務局/競争法コンプライアンスの所管部署

社則としての独占禁止法遵守マニュアル

定期的また必要都度の教育研修実施

価格改訂時の価格審議委員会開催

面談伺制度の徹底（定期的監査）

競争事業者接触時のルール徹底

日々の法律・契約相談時のチェック

業界団体の入会伺の法務合議徹底

独禁法遵守宣言の徹底

グループ法務担当者連絡会等を通じた競争法コンプライアンス施策のグループへの展開

諸施策の展開

競争法コンプライアンスの徹底

価格転嫁対策の取組みについて

1. パートナーシップ構築宣言に関する取組み

- ✓ 21年6月18日、パートナーシップ構築宣言実施
 - ⇒ ライン部長を通じて全社に宣言徹底を周知するとともに自社HP上に公表
- ✓ 23年2月、2000社を超える全購買取引先企業にメール・Faxでパートナーシップ構築宣言について周知
- ✓ 24年5月、直近の下請中小企業振興法に基づく「振興基準」を踏まえて改正
 - ⇒ ライン部長を通じて全社に宣言徹底を周知するとともに自社HP上に公表
 - ⇒ パートナーシップ構築宣言を通じた価格転嫁対応の徹底

2. その他取組み

- ✓ 毎年実施する下請法講習会にて、価格転嫁対応に関する教育も実施
- ✓ 当社の取組状況や価格転嫁に係る調査状況について独禁法遵守・贈収賄防止委員会を通じたモニタリング

ご清聴ありがとうございました。

※本プレゼンテーション資料は、上田個人の認識をまとめたものであり、住友化学の公式な見解ではない点、ご留意ください。